

## 香美市地域福祉計画推進委員会要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定された香美市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、香美市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の進捗状況の把握に関する事
- (2) 計画の評価及び見直しに関する事
- (3) 計画の変更及び再策定に関する事
- (4) その他計画の推進に関する事

2 前項の所掌事項の遂行に当たっては、社会福祉法人香美市社会福祉協議会の所管する香美市地域福祉活動計画と連携していくものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 保育、教育関係者
- (4) 市議会議員
- (5) 行政機関関係者
- (6) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認めるもの

### (会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### (部会)

第6条 計画の推進に係る実務的な作業を行わせるため、部会を設置することができる。

### (任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年1月29日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行日以後最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。